

議案第3号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月1日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項中「及び附則第4項に規定するもの」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。）」を加え、同項を附則第4項とし、附則第7項を附則第5項とし、附則第8項を附則第6項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。